



島根県報

平成25年 9 月 27 日 (金)

号外 第 143 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 9 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 23年度の人件費率
平成24 年度	人 707,878	千円 525,197,185	千円 4,773,065	千円 123,483,904	% 23.5	% 22.4

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B / A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成24 年度	人 12,911	千円 58,065,953	千円 10,485,034	千円 18,915,293	千円 87,466,280	千円 6,775	—

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、平成24年4月1日現在の人数である。

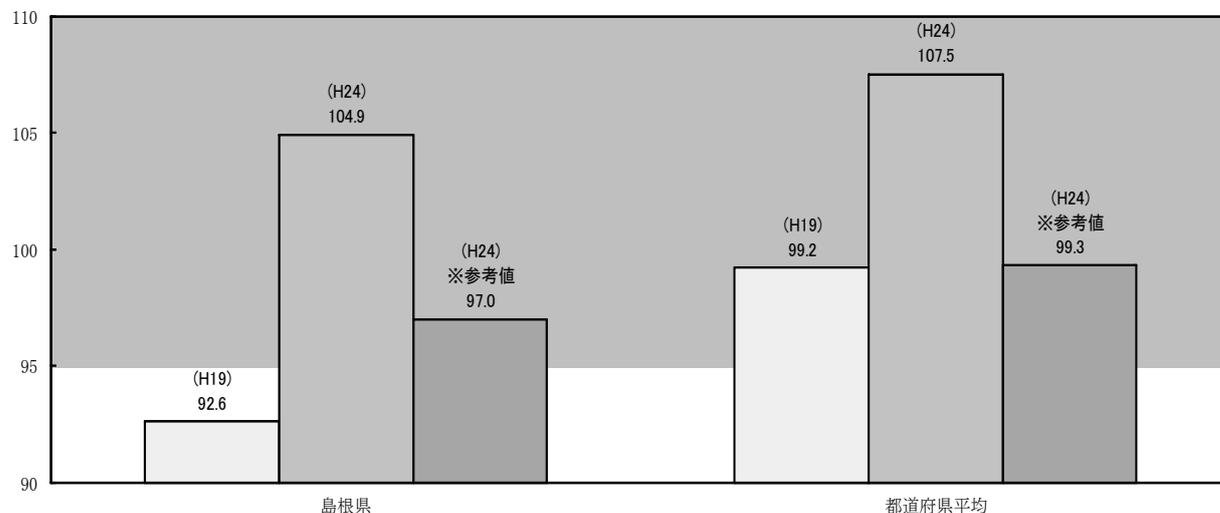
ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）、職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第9号）及び職員の給料の臨時特例に関する条例（平成25年島根県条例第19号）に基づき、平成26年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給料月額	管理職手当	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知 事	25%	—	25%
副 知 事	20%	—	20%
常勤の監査委員	18%	—	18%
病院事業管理者	18%	—	18%
教 育 長	18%	—	18%
管理職手当受給者	10%、8%	12.5%、10%	—
上記以外の職員	6%、5%、3%	—	—

※医療職給料表の適用を受ける職員（診療所等に勤務する職員に限る。）については、給料月額
の減額措置を行わない。

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

オ 給与改定の状況（平成24年4月1日実施）

(7) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (平成24年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成24年度	円 373,320	円 369,057	円 4,263 1.16%	% 1.15	% 1.15	% 0.00

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

(i) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成24年度	月 3.69	月 3.70	月 ▲0.01	月 0.00	月 3.70	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	135,355	185,465	222,498	261,428	288,679	320,022	365,540	412,256	463,763
最高号給の給料月額	243,261	307,245	354,061	387,601	399,878	421,839	455,378	477,339	536,732

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.3歳	339,401円	410,701円	366,192円
国	一歳	一円 (一円)	一円	一円 (一円)
都道府県平均	一歳	一円	一円	一円

(i) 技能労務職

区 分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A) (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	年齢		平均給与月額 (B)
島根県	58.3歳	33人	384,447円	428,516円	396,696円	—	—	—	—
うち用務員	58.8歳	4人	389,389円	424,338円	394,264円	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	58.6歳	6人	382,267円	436,767円	398,267円	自家用乗用自動車運転手	—	—	—
うち電話交換手	58.4歳	3人	389,703円	451,156円	417,802円	電話交換手	—	—	—
国	一歳	一人	一円 (一円)	一円	一円 (一円)	—	—	—	—
都道府県平均	一歳	一人	一円	一円	一円	—	—	—	—

(ii) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
-----	------	--------	--------

島根県	44.3歳	386,721円	436,149円
都道府県平均	—歳	—円	—円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.0歳	388,864円	431,814円
都道府県平均	—歳	—円	—円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	39.1歳	323,246円	431,384円	348,471円
国	—歳	—円 (—円)	—	—円 (—円)
都道府県平均	—歳	—円	—円	—円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

【参考】

職 種	民 間				参 考		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (D)	民 間 (E)	D/E
島根県	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.5歳	206,600円	2.05	6,698,105円	2,861,400円	2.34
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	53.5歳	223,000円	1.96	6,829,002円	2,935,000円	2.33
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成21年~23年の3か年平均)。なお、用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。

3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

イ 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	島根県	国
一般行政職	大 学 卒	171,890円 163,987円 (172,200円)
	高 校 卒	139,847円 133,418円 (140,100円)
技能労務職	高 校 卒	152,325円 —

(免許職)			
技能労務職 (非免許職)	高 校 卒	146,435円	—
高等学校教育職	大 学 卒	192,452円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	192,452円	—
警 察 職	大 学 卒	199,839円	190,460円 (200,000円)
	高 校 卒	164,403円	153,797円 (161,500円)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	255,864円	302,408円	355,904円
	高 校 卒	210,585円	263,384円	304,498円
技能労務職	高 校 卒	—円	—円	—円
高等学校教育職	大 学 卒	293,059円	348,988円	383,327円
小・中学校教育職	大 学 卒	297,067円	345,549円	376,418円
警 察 職	大 学 卒	283,234円	338,305円	379,416円
	高 校 卒	246,705円	294,381円	345,794円

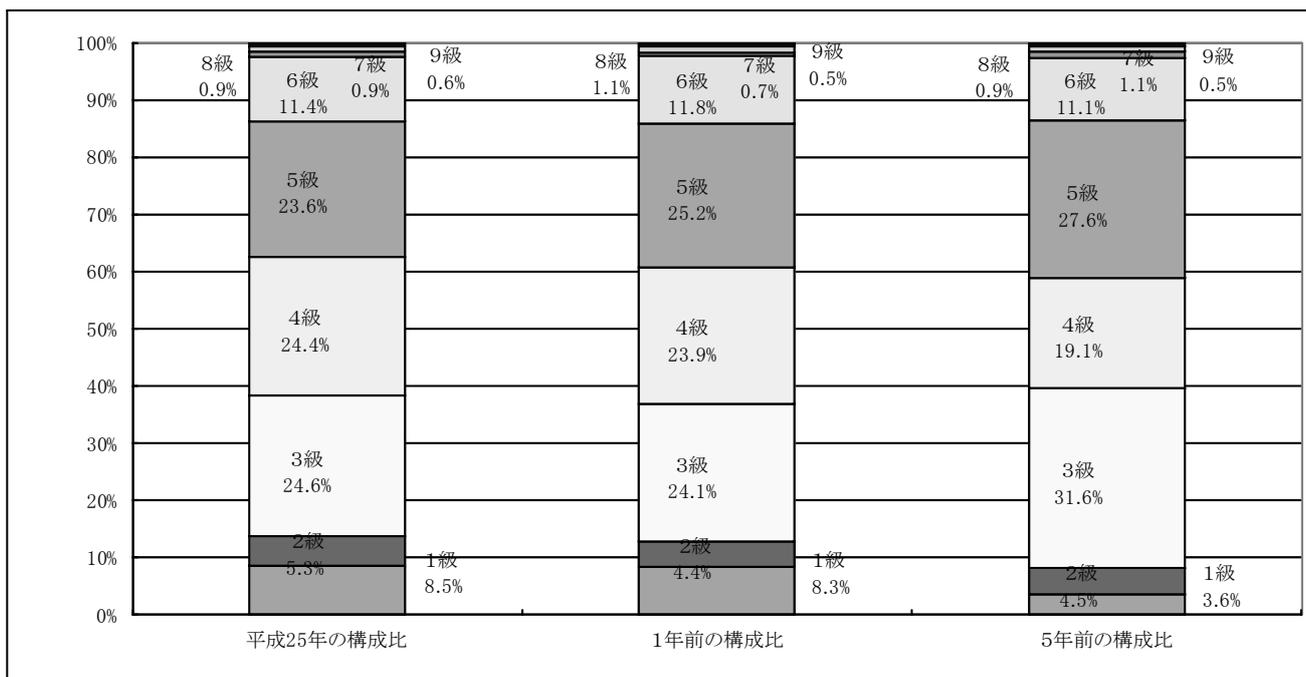
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	人 315	% 8.5
2 級	主任主事、主任技師	人 196	% 5.3
3 級	主任	人 914	% 24.6
4 級	企画員	人 906	% 24.4
5 級	グループリーダー	人 876	% 23.6
6 級	課長	人 423	% 11.4
7 級	課長	人 34	% 0.9
8 級	次長	人 32	% 0.9
9 級	部長	人 22	% 0.6

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県		国	
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,459千円		—	
（平成24年度支給割合）		（平成24年度支給割合）	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30月分 (0.70)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績の評定の実施状況
平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施している。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
管理職については、平成18年6月期から人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相対区分	分布割合	成績率（支給月数） ※6月期、12月期とも	
		部次長級	課長級
I	10%以内	0.935月	0.765月
II	30%以内	0.885月	0.700月

Ⅲ	60%以内	0.835月	0.635月
不良	—	0.835月以下	0.635月以下

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

イ 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

島 根 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.03月分	28.7875月分	勤続 20 年	23.03月分	28.7875月分
勤続 25 年	32.83月分	38.955月分	勤続 25 年	32.83月分	38.955月分
勤続 35 年	46.55月分	55.86月分	勤続 35 年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		4,654千円			26,885千円

(注) 「1人当たり平均支給額」は、平成 24 年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 24 年度)		59,909千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度)		680,781円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	21人	18%	18%
大阪府大阪市	11人	15%	15%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	12人	10%	10%
宮城県仙台市	1人	4.5%	6%
岡山県岡山市	2人	3%	3%
宮城県石巻市、気仙沼市	4人	1.5%	0%
上記以外の市町村	12,699人	0%	0%
医師・歯科医師	35人	15%	15%
平均支給率		14.0%	13.9%

(注) 1 宮城県仙台市、石巻市及び気仙沼市の 5 人は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく自治法派遣者であり、派遣協定に基づき宮城県の関係規定により地域手当を支給している。

2 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 24 年度)		540,487千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度)		89,096円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 24 年度)		52.2%
手当の種類 (手当数)		59
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当 (警察業務)
		捜査特別手当
		死体取扱手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当 (警察業務)
		警ら手当
		捜査特別手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度）	2,543,054千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）	200千円
支給実績（平成23年度）	2,357,921千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）	183千円

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成24年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,662,705	円 231,542
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 616,830	円 274,025
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,213,718	円 108,387
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 258,876	円 336,640
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 80,776	円 1,468,650
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 837,009	円 580,853
特勤勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×2%～16%	同じ	—	千円 197,549	円 471,477
特勤勤務に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 100,858	円 202,526
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 336,077	円 398,668
へき地手当に	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給			千円 44,601	円 163,374

準 ず る 手 当	支給額 給料及び扶養手当の月額×2%~4%				
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事 する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日）1日 2,400円			千 円 11,629	円 123,712
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業 等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千 円 25,455	円 100,611
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に 支給 最高支給限度額 8,000円			千 円 512,599	円 66,339
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 156,902	円 78,845
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 56,417	円 59,324
宿 日 直 手 当	支給額（勤務1回につき） 2,100円~30,000円	同じ	—	千 円 441,071	円 168,348
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により 週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円~12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円~ 18,000円）	同じ	—	千 円 11,751	円 65,648
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千 円 37,721	円 194,440
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派 遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし

(6) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	992,000円 (1,240,000円)
	副 知 事	824,500円 (970,000円)
報 酬	議 長	846,000円 (940,000円)
	副 議 長	779,000円 (820,000円)
	議 員	722,000円 (760,000円)
期 末 手	知 事	(平成24年度支給割合)
	副 知 事	2.80月分
	議 長	(平成24年度支給割合)

当	副 議 長	員	2.80月分		
退 職 手 当	知 事	事 務	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	事 務	124万円×在職月数×0.51	3,035.52万円	任期毎
	備 考		97万円×在職月数×0.36	1,676.16万円	任期毎
	備 考		知事について10%、副知事については5%のカットを実施		

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 職員数の状況

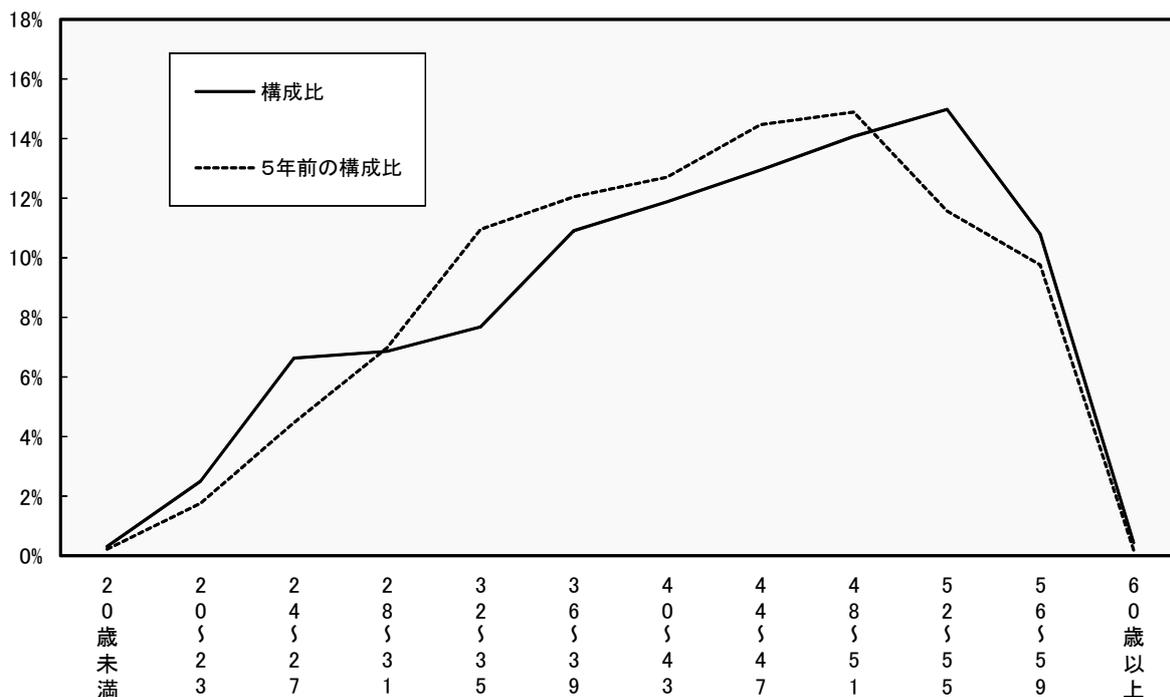
ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成24年		
普 通 会 部 計	一 般 行 政 部	議 会	22	21	1	内部管理事務改革 内部管理事務改革 内部事務改革、派遣の増 内部管理事務改革 事務の統廃合 事務の統廃合
		総 務	497	508	▲ 11	
		税 務	116	114	2	
		民 生	229	232	▲ 3	
		衛 生	452	473	▲ 21	
		労 働	54	53	1	
		農 林 水 産	923	928	▲ 5	
		商 工	180	184	▲ 4	
	土 木	813	822	▲ 9		
		計				
部 門	計		3,286	3,335	▲ 49	(参考：人口10万人当たり職員数 464.20人)
	教育部門		7,695	7,787	▲ 92	生徒数減による学級数の減少
	警察部門		1,806	1,790	16	採用者の増加
	小 計		12,787	12,912	▲ 125	(参考：人口10万人当たり職員数1,806.38人)
公 営 企 業 等 部 門	病 院		1,003	991	12	看護師等の増
	水 道		21	23	▲ 2	
	下 水 道		18	18	0	
	そ の 他		63	61	2	
	小 計		1,105	1,093	12	
合 計			13,892 [15,386]	14,005 [15,417]	▲ 113 [▲ 31]	(参考：人口10万人当たり職員数1,962.49人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	43	348	921	953	1,066	1,515	1,650	1,798	1,955	2,081	1,500	61	13,891

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,617	3,503	3,441	3,397	3,335	3,286	▲331 (▲9.2%)
教育	7,945	7,858	7,853	7,827	7,787	7,695	▲250 (▲3.1%)
警察	1,764	1,781	1,782	1,796	1,790	1,806	42 (2.4%)
消防							
普通会計計	13,326	13,142	13,076	13,020	12,912	12,787	▲539 (▲4.0%)
公営企業等会計計	962	1,039	1,070	1,090	1,093	1,105	143 (14.9%)
総合計	14,483	14,288	14,181	14,146	14,110	14,005	▲396 (▲2.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在、企業局職員の給与については、島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県公営企業管理規程第6号）及び島根県企業局職員の給料の臨時特例に関する規程（平成25年島根県公営企業管理規程第7号）に基づき、平成26年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	管理職手当	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)のはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	12.5%、10%	—

上記以外の職員	6 %、5 %、3 %	-	-
---------	-------------	---	---

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成23年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成24 年度	千円 1,730,250	千円 24,505	千円 181,018	% 10.5	% 12.4

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成24 年度	人 23	千円 90,857	千円 19,427	千円 31,777	千円 142,061	千円 6,177	千円 -

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成25年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.8歳	366,423円	482,105円
(参考) 一般行政職	44.3歳	351,765円	500,891円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水 道 事 業)		島 根 県	
1 人当たり平均支給額 (平成24年度)		1 人当たり平均支給額 (平成24年度)	
1,382千円		1,459千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.30 月分	2.40 月分	1.30 月分
(1.25)月分	(0.70)月分	(1.25)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1 人当たり平均支給額			1 人当たり平均支給額		
28,932千円			4,654千円 26,885千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成21年度から平成23年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気

事業職員に支給された退職手当の平均額である（平成24年度は退職者なし。）。「島根県」の「1人あたり平均支給額」は、平成24年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給総額（平成24年度）	560千円
支給職員1人あたり平均支給年額（平成24年度）	40,034円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	60.9%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度）	5,310千円
職員1人あたり平均支給年額（平成24年度）	231千円
支給実績（平成23年度）	4,841千円
職員1人あたり平均支給年額（平成23年度）	194千円

(f) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成24年度）	支給職員1人あたり平均支給年額（平成24年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 4,266	円 304,714
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 660	円 220,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 2,794	円 155,233
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 1,044	円 348,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 2,129	円 709,636
特勤勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給	同じ	—	実績なし	実績なし

	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 614	円 102,415
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 514	円 171,329
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円~30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円)	同 じ	—	実績なし	実績なし

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に占める職員給与費比率
平成24年度	千円 222,628	千円 ▲53,817	千円 37,282	% 16.7	% 20.8

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成24年度	人 5	千円 17,203	千円 5,172	千円 5,721	千円 28,096	千円 5,619	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成25年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	34.9歳	276,494円	468,274円
(参考) 一般行政職	44.3歳	351,765円	500,891円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県 (工業用水道事業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,144千円		1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,459千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分	勤勉手当 1.30 月分	期末手当 2.40 月分	勤勉手当 1.30 月分

(1.25)月分	(0.70)月分	(1.25)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.03月分	28.7875月分	勤続 20 年	23.03月分	28.7875月分
勤続 25 年	32.83月分	38.955月分	勤続 25 年	32.83月分	38.955月分
勤続 35 年	46.55月分	55.86月分	勤続 35 年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
28,932千円			4,654千円 26,885千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成 21 年度から平成 23 年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である (平成 24 年度は退職者なし。)。 「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成 24 年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 24 年度)	427 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度)	106,845 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 24 年度)	80.0%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 24 年度)	783 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度)	157 千円
支給実績 (平成 23 年度)	1,433 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度)	287 千円

(f) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 24 年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度)	
扶養手当	配偶者	同じ	-	千円 840	円 210,000	
	配偶者以外の扶養親族					6,500円
	配偶者のない場合の 1 人					11,000円
	特定期間 (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末まで) の子の加算					5,000円
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	実績なし	実績なし	
	家賃 23,000 円以下の場合					家賃 -12,000 円
	家賃 23,000 円を超える場合					
	11,000 円 + 1/2 × (家賃 - 23,000 円)					
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円	

	定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		及び距離の区分 が異なる。	697	174,300
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 755	円 251,785
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 709	円 236,305
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円）	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B / A	(参考) 平成23年度の総費用に占める職員給与費比率
平成24年度	千円 1,610,865	千円 215,660	千円 437,630	% 27.2	% 26.9

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人あたり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 24 年度	人 49	千円 206,307	千円 51,957	千円 71,844	千円 330,108	千円 6,737	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成25年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	44.9歳	359,026円	561,409円
(参考) 一般行政職	44.3歳	351,765円	500,891円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電 気 事 業)		島 根 県	
1人あたり平均支給額（平成24年度） 1,466千円		1人あたり平均支給額（平成24年度） 1,459千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30月分 (0.70)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.30月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成25年4月1日現在）

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人あたり平均支給額		28,932千円	1人あたり平均支給額		4,654千円 26,885千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人あたり平均支給額」は、平成21年度から平成23年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である(平成24年度は退職者なし)。「島根県」の「1人あたり平均支給額」は、平成24年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給総額（平成24年度）	1,451千円
支給職員1人あたり平均支給年額（平成24年度）	63,087円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	46.9%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度）	19,692千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）	402千円
支給実績（平成23年度）	14,515千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）	302千円

(f) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成24年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 7,995	円 249,844
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 972	円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 6,055	円 151,374
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 1,296	円 324,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 5,571	円 696,365
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,747	円 102,765
夜間勤務	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円

務 手 当	時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給 与額×25/100		たりの給与額 の算出方法が 異なる。	1,558	97,375
宿 日 直 手 当	支給額 (勤務 1 回につき) 2,100円~30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務 1 回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が 6 時間を超える場合 6,000円~ 18,000円)	同 じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在、病院局職員の給与については、島根県病院局職員の管理職手当の特例に関する規程 (平成 24 年島根県病院局管理規程第 7 号) 及び島根県病院局職員の給料の臨時特例に関する規程 (平成 25 年島根県病院局管理規程第 5 号) に基づき、平成 26 年 3 月 31 日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給料月額	管理職手当	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返し
管理職手当受給者	10%、8%	12.5%、10%	—
上記以外の職員	6%、5%、3%	—	—

※医療職給料表の適用を受ける職員については、給料月額の減額措置を行わない。

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成 23 年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成 24 年度	千円 21,758,677	千円 ▲770,594	千円 8,421,117	% 38.7	% 37.8

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 24 年度	人 974	千円 3,753,737	千円 1,687,174	千円 1,212,736	千円 6,653,647	千円 6,831	千円 6,660

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	45.8 歳	586,383 円	1,306,584 円
看 護 師	33.8 歳	278,577 円	407,261 円
事務職員	42.4 歳	332,216 円	538,256 円
(参考) 一般行政職	44.3 歳	351,765 円	500,891 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (病 院 事 業)	島 根 県
-------------------	-------

1 人当たり平均支給額（平成 24 年度） 1,151 千円	1 人当たり平均支給額（平成 24 年度） 1,459 千円
（平成 24 年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.25) 月分 勤勉手当 1.30 月分 (0.70) 月分	（平成 24 年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.25) 月分 勤勉手当 1.30 月分 (0.70) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

島 根 県（病院事業）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1 人当たり平均支給額 1,263 千円 26,253 千円			1 人当たり平均支給額 4,654 千円 26,885 千円		

（注）「島根県（病院事業）」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 24 年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 24 年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成 24 年度）			112,545 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度）			859,121 円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	118 人	0%
県内全市町村	0%	885 人	0%

(d) 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成 24 年度）	337,421 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度）	367,962 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 24 年度）	92.3%
手当の種類（手当数）	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転 手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手 当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回 復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従 事手当 浄化槽管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支 給 実 績（平成 24 年度）	564,040 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度）	579 千円
支 給 実 績（平成 23 年度）	552,405 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 23 年度）	577 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 （平成 24 年度）	支給職員 1 人当 たり平均支給年 額 （平成 24

					年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 70,688	円 191,566
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 106,696	円 269,433
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 48,872	円 72,295
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 467,725	円 3,654,099
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 33,466	円 778,282
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 9,293	円 39,211
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 74,356	円 114,570
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 99,627	円 457,005
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円)	同じ	—	千円 506	円 36,143

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたとときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたとときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間は有給休暇
夏季休暇	7 月から 9 月までの間に 4 日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は高齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6 月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限って与える。

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳から 3 歳まで 60 分以内（30 分を単位として 2 回に分けて取得可）
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内）
短期の介護休暇	5 日以内（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日以内）
妊娠障害（つわり）	10 日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	55	0	55
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	55	0	55

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	97	0	97
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	97	0	97

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	18	0	18
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	18	0	18

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくな	3	1	0	0	4

い非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)					
合 計	3	2	0	0	5

教育委員会

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	1	0	2	0	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	1	0	2	0	3

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	157,882	39,907	4,042	9.9	25.3
教育委員会	103,303	29,865	2,665	11.2	28.9
警 察 本 部	67,981	12,174	1,790	6.8	17.9
合 計	329,166	81,946	8,497	9.6	24.9

(注) 対象期間：暦年（平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	4	0	1
		1	0	0
	女性職員	94	6	6
		80	1	3
教育委員会	男性職員	1	0	0
		1	0	0
	女性職員	113	1	1
		143	3	1
警 察 本 部	男性職員	0	0	0

		0	0	0
	女性職員	7	1	0
		17	1	0
計		219	8	8
		242	5	4

(注) 上段には平成 24 年度に新たに取得した者、下段には平成 23 年度から 24 年度にかけて引き続いている者の数。

ウ 介護休暇の取得状況

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
		全日型 中心	時間型 中心
知事部局等	男性職員	1	0
	女性職員	1	0
教育委員会	男性職員	6	0
	女性職員	15	2
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	23	2

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	1	0	0	0
	女性職員	1	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	5	1	0	0	0	0
	女性職員	5	1	3	1	2	3
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	11	2	4	1	2	3

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
警察本部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	1	0

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
新規採用職員	8	39	274	市町村職員含む
採用 2 年目	3	6	112	
一般職員第 I 課程	4	8	134	市町村職員含む
一般職員第 II 課程	5	10	99	市町村職員含む
主任	2	4	64	
中堅職員	7	14	219	市町村職員含む
新任係長	3	6	139	市町村職員対象

新任企画員	4	8	157	
新任 G L	4	12	133	
新任 G L・企画幹ステップアップ	1	1	18	
新任課長補佐	2	4	114	市町村職員対象
新任課長	5	10	190	市町村職員含む
技能労務職行政転職に伴う研修（I 課程）	2	10	171	
選択研修	43	42.5	1,434	27 講座（法務能力開発等）市町村職員含む

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	31	63	1,000	第 I 回～第 VII 回、宿泊研修会
経験者	28	46	866	6 年目研修、11 年目研修
管理職	29	31	1,590	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	37	38	2,113	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	44	47	2,444	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	74	90	2,727	教科等、生徒指導等、情報教育

（注）対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	663	70	短期課程（6 月）、長期課程（10 月）
一般職員初任科	1	25	11	警察主事対象
初任補修科	3	199	55	短期課程（2 月）、長期課程（3 月）
警部補・巡査部長任用科	1	12	11	
部門別任用科	4	80	43	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	29	215	358	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	24 年 9 月、25 年 3 月	3,463 人
	勤務評定（病院局医療職等）	1	24 年 11 月	839 人
教育委員会	人事評価（管理職）	2	24 年 9 月、25 年 3 月	110 人
	人事評価（一般職）	2	24 年 9 月、25 年 3 月	513 人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	25 年 2 月	1,985 人
	勤務評価（市町村立教育職員）	1	25 年 2 月	4,597 人
警 察	勤務評定	1	24 年 12 月	1,647 人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき事業場数	うち専任	専任すべき事業場数	うち専任	専任すべき事業場数	うち専任	専任者数	専任すべき事業場数	うち専任
知事部局等	6	6	6	6	18	18	24	52	52
教育委員会	0	0	0	0	29	29	32	34	34
警察本部	0	0	0	0	8	8		5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	実専任者数	衛生委員会		安全委員会		
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち専任 事業場数	
知事部局等	18	18	18	16	18	18	6	6	6
教育委員会	29	29	29	29	29	29	0	0	0
警察本部	8	8	8	8	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費
知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	12,608
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	2,627
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	44
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	4,208
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	36,737
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規定に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与した。	5,254
合 計		61,478

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,550
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施した。	193
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施した。	11,625
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	26,348
合 計		40,716

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安	5,590

	全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業医の配置等を行った。	
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	813
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	364
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	146
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	20,753
合 計		27,666

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
採用時健康診断	186	186	193	193	85	85
定期健康診断	2,207	2,147	2,483	2,468	1,157	1,157
人間ドック	2,128	2,128	1,006	1,006	557	557

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 24 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 24 年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(7) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・心理・児童福祉・食品衛生・農業・畜産・林業・水産・水産食品・総合土木・建築・化学・電気・機械・原子力・警察事務	昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者若しくは平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業見込みの者	5月8日から5月28日まで	6月24日	8月5日から8月8日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A(出雲)・学校事務A(石見)・学校事務A(隠岐)・学校事務B(出雲)・学校事務B(石見)学校事務B(隠岐)・警察事務	[学校事務A] 昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	7月30日から8月31日まで	9月23日	10月14日から10月17日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	司書	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者(取得見込み含む。)	7月30日から8月31日まで	9月23日	10月14日から10月17日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技師	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者(取得見込み含む。)	同上	同上	同上	同上	同上

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
資格免許 職 試 験	作業療法士	昭和59年4月2 日以降に生まれ た者で、作業療 法士の免許を有 する者（取得見 込み含む。）	7月30 日から 8月31 日まで	9月23 日	10月14 日から 10月17 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	精神保健福 祉士	昭和58年4月2 日以降に生まれ た者で、精神保 健福祉士の免許 を有する者（取 得見込み含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	診療放射線 技師	昭和59年4月2 日以降に生まれ た者で、診療放 射線技師の免許 を有する者（取 得見込み含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	歯科衛生士	昭和60年4月2 日以降に生まれ た者で、歯科衛 生士の免許を有 する者（取得見 込み含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	栄養士	昭和60年4月2 日以降に生まれ た者で、栄養士 の免許を有する 者（取得見込み 含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	保健師	昭和58年4月2 日以降に生まれ た者で、保健師 の免許を有する 者（取得見込み 含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採 用試験	行政	昭和52年4月2 日から昭和63年 4月1日までに 生まれた者	5月8 日から 5月28 日まで	6月24 日	7月21 日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
地区別採用試験	一般事務（石見地区）・一般事務（隠岐地区）	昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	5月8日から5月28日まで	6月24日	7月21日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査
警察官（大学卒）試験	男性・女性・武道	<p>[男性・女性] 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者（卒業見込者含む。）若しくは平成3年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者（卒業見込者含む。）</p> <p>[武道] 次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 昭和61年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者（卒業見込者含む。） イ 平成3年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者（卒業見込者含む。） ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者</p>	3月12日から4月6日まで	5月13日	6月17日から6月20日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 （武道は身体検査のみ）	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 （武道のみ）

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験 (第2回)	男性・女性・ 武道	<p>[男性・女性] 昭和54年4月2 日から平成3年 4月1日までに 生まれた者で、 学校教育法によ る大学を卒業し た者(卒業見込 者含む。)若し くは平成3年4 月2日以降に生 まれた者で大学 を卒業した者 (卒業見込者含 む。)</p> <p>[武道] 次のア又はイに 該当し、かつ次 のウに該当する 者 ア 昭和61年4 月2日から平成 3年4月1日ま でに生まれた男 性で、学校教育 法による大学を 卒業した者(卒 業見込者含む。) イ 平成3年4 月2日以降に生 まれた男性で、 大学を卒業した 者(卒業見込者 含む。) ウ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者</p>	7月30 日から 8月31 日まで	9月16 日	10月27 日から 10月31 日まで	<p>教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体 検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)</p>

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性・ 武道	<p>[男性・女性] 昭和54年4月2日 から平成7年4月1日 までに生まれた者(た だし、学校教育法による 大学を卒業した者及び 卒業見込みの者を除く。)</p> <p>[武道] 次のア及びイの いずれにも該当する者</p> <p>ア 昭和61年4月2日 から平成7年4月1日 までに生まれた男性 (ただし、学校教育法 による大学を卒業した 者及び卒業見込みの 者を除く。)</p> <p>イ 柔道又は剣道の 段位3段以上の者 (柔道は、平成25年3 月31日までに高校 卒業見込みの者に 限り、段位2段以上)</p>	7月30日 から8月31日 日まで	9月16日	10月27日 から10月30日 日まで	<p>教養試験 五肢択一式 50問120分</p> <p>身体・体力検査 (武道は身体検査 のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)</p>

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		
大学卒業課程	行政	24	男	221	166	1	3	76.9%	45			42	16		16	9.4%	16
			女	88	69	1	1	80.7%	16			16	8		8	11.3%	8
			計	309	235	2	1	78.0%	61			58	24		24	10.0%	22
	心理	2	男	12	10			83.3%	4			4			0	0.0%	
			女	14	12			85.7%	3			3	2		2	16.7%	1
			計	26	22			84.6%	7			7	2		2	9.1%	1
	児童福祉	2	男	5	3	1		80.0%	2		1	3	1		1	25.0%	1
			女	8	6	1		87.5%	3		1	4		1	14.3%	1	
			計	13	9	2		84.6%	5		2	7	1		1	18.2%	2
	食品衛生	1	男	4	3			75.0%	2			2	1		1	33.3%	1
			女	7	5			71.4%	3			3			0	0.0%	
			計	11	8			72.7%	5			5	1		1	12.5%	1
農業	7	男	23	17			73.9%	9			9	4		4	23.5%	4	
		女	14	9			64.3%	8			8	3		3	33.3%	3	
		計	37	26			70.3%	17			16	7		7	26.9%	7	
畜産	1	男	3	1			33.3%	1			1			0	0.0%		
		女	2	2			100.0%	1			1	1		1	50.0%	1	
		計	5	3			60.0%	2			2	1		1	33.3%	1	
林業	5	男	10	8			80.0%	7			7	4		4	50.0%	4	
		女	7	4			57.1%	3			3	1		1	25.0%	1	
		計	17	12			70.6%	10			10	5		5	41.7%	5	
水産	2	男	15	9			60.0%	6			6	1		1	11.1%	1	
		女	1	1			100.0%	1			1	1		1	100.0%	1	
		計	16	10			62.5%	7			7	2		2	20.0%	2	
水産食品	1	男	3	3			100.0%	1			1	1		1	33.3%	1	
		女	0	0													
		計	3	3			100.0%	1			1	1		1	33.3%	1	
総合土木	11	男	41	29	1	1	75.6%	24	1	1	26	10	1	12	38.7%	11	
		女	3	3			100.0%	1			1			0	0.0%		
		計	44	32	1	1	77.3%	25	1	1	27	10	1	12	35.3%	11	
建築	3	男	7	6			85.7%	3			3	2		2	33.3%	2	
		女	4	3			75.0%	2			2	1		1	33.3%	1	
		計	11	9			81.8%	5			4	3		3	33.3%	3	
化学	2	男	27	18			66.7%	7			7	2		2	11.1%	0	
		女	16	14			87.5%	0			0						
		計	43	32			74.4%	7			7	2		2	6.3%	0	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格者数(D) / (B)	採用者数
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		計	短大卒	高校卒		
電	気	2	男	10	8	1	90.0%	7	7	7	5	2	2	4.5	2		
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計		計	10	8	1	90.0%	7	7	7	5	2	22.2%	2			
機	械	1	男	3	2	0	66.7%	2	2	2	1	1	1	2.0	1		
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計		計	3	2	0	66.7%	2	2	2	1	1	50.0%	1			
原	子	1	男	4	2	0	50.0%	1	1	1	1	1	1	2.0	1		
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計		計	4	2	0	50.0%	1	1	1	1	1	50.0%	1			
警	察	7	男	55	46	1	85.5%	10	10	10	9	3	3	6.4%	3		
			女	34	29	0	85.3%	7	7	7	6	5	5	17.2%	5		
	計		計	89	75	1	85.4%	17	17	17	15	8	10.5%	8			
合	計	72	男	443	331	1	76.7%	131	134	134	126	49	51	15.0%	48		
			女	198	157	1	80.8%	48	49	49	47	22	23	14.4%	20		
	計		計	641	488	2	78.0%	179	183	183	173	74	14.8%	68			

第1次試験：6月24日 第2次試験：8月5日～8日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数 ^{#25.5.1現在}
					短大卒	短大卒	高校卒	その他		計	短大卒	短大卒	高校卒		その他	計	短大卒	短大卒		
高 校 卒 業 程 度	一般事務	2	男	21	2	10	8	20	95.2%			3	2	5	4			0	0.0%	
			女	12	4	4	3	11	91.7%	1	1	1	3	3	1	1	2	18.2%	5.5	
			計	33	6	14	11	31	93.9%	1	4	3	8	7	1	1	2	6.5%	15.5	
	総合土木	2	男	10		2	8	10	100.0%			1	7	8	8		4	4	40.0%	2.5
			女	2		1	1	1	50.0%					0						
			計	12	2	9	11	91.7%		1	7	8	8		4	4	36.4%	2.8		
	学校事務A (出雲地区)	11	男	92	54	2	7	10	73	79.3%	21			1	22	20	7	7	9.6%	10.4
			女	65	42	8	1	2	53	81.5%	6				6	5	4	4	7.5%	13.3
			計	157	96	10	8	12	126	80.3%	27		1	28	25	11	11	8.7%	11.5	
	学校事務A (石見地区)	3	男	27	19	1	2	22	81.5%	4				4	3			0	0.0%	
			女	22	13	2	2	18	81.8%	4				4	3	3	3	16.7%	6.0	
			計	49	32	3	4	40	81.6%	8			8	6	3	3	7.5%	13.3		
学校事務A (隠岐地区)	1	男	8	4	1	1	6	75.0%	4	1				5	4	1	1	16.7%	6.0	
		女	1				1	100.0%				1	1	1	1	0	0.0%			
		計	9	4	1	2	7	77.8%	4	1	1	6	5	1	1	14.3%	7.0			
学校事務B (出雲地区)	5	男	36		2	14	16	32	88.9%			8	2	10	10		2	6.3%	16.0	
		女	16		9	3	2	14	87.5%	3	1	1	5	5	3	3	21.4%	4.7		
		計	52		11	17	18	46	88.5%	3	9	3	15	15	3	2	5	10.9%	9.2	
学校事務B (石見地区)	1	男	10		7	3	10	100.0%				3	2	5	5		0	0.0%		
		女	3		2	2	2	66.7%				1	1	1	1	1	50.0%	2.0		
		計	13		7	5	12	92.3%				3	3	6	6	1	1	8.3%	12.0	
学校事務B (隠岐地区)	1	男	2		1	1	2	100.0%			1	1	2	2	1	1	1	50.0%	2.0	
		女	3		1	1	1	33.3%				1	1	1	1	0	0.0%			
		計	5		1	2	3	60.0%			1	2	3	3	1	1	33.3%	3.0		
警察事務	2	男	11		1	7	3	11	100.0%			2	2	4	3		3	27.3%	3.7	
		女	16		7	7	1	15	93.8%	3	2	1	6	5	1	2	3	20.0%	5.0	
		計	27		8	14	4	26	96.3%	3	4	3	10	8	1	3	2	23.1%	4.3	
合計	28	男	217	77	9	50	186	85.7%	29	1	18	17	65	59	8	0	4	9.7%	10.3	
		女	140	55	30	17	14	116	82.9%	10	7	4	6	27	24	7	5	13.8%	7.3	
		計	357	132	39	67	64	302	84.6%	39	8	22	23	92	83	15	7	11.3%	8.9	

第1次試験：9月23日 第2次試験：10月14日～10月17日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 H25.5.1現在		
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				
資格免許職	司書	3	男	7	6	1		100.0%	4			4	4	1			1	7.0	
			女	48	29	12		85.4%	4			4	4	2				2	20.5
			計	55	35	13		87.3%	8			8	8	3				3	16.0
	臨床検査技師	1	男	2	2			100.0%	2			2	1						
			女	5	3	1	1	100.0%	2	1	1	4	2	1				1	5.0
			計	7	5	1	1	100.0%	4	1	1	6	3	1				1	7.0
	作業療法士	1	男	3	2			100.0%	2			3	1						
			女	3	1		2	100.0%	1		2	2	2					0	0.0%
			計	6	3		3	100.0%	3		3	6	5	1				1	16.7%
	精神保健福祉士	1	男	0															
			女	4	4			100.0%	4			4	4	1				1	25.0%
			計	4	4		4	100.0%	4			4	4	1				1	25.0%
診療放射線技師	1	男	3	2			100.0%	2		1	3	2							
		女	4	3		1	100.0%	3		3	2	2	1				1	25.0%	
		計	7	5		2	100.0%	5		1	6	4	1				1	14.3%	
歯科衛生士	1	男	0																
		女	4	1		3	100.0%	1		2	3	3	1				1	4.0	
		計	4	1		3	100.0%	1		2	3	3	1				1	25.0%	
栄養士	1	男	2	1			50.0%	1			0								
		女	21	13	3		76.2%	5	1		6	6	1				1	16.0	
		計	23	14	3		73.9%	5	1		6	6	1				1	17.0	
保健師	3	男	2	1			50.0%	1			1	1							
		女	20	12	3		75.0%	6	1	1	7	6	2	1			3	20.0%	
		計	22	12	4		72.7%	6	2	2	8	7	2	1			3	18.8%	
合計	12	男	19	13	2	0	89.5%	10	1	0	2	13	11	2	0	0	2	11.8%	
		女	109	66	19	0	84.4%	26	3	0	5	34	29	9	1	0	10	10.9%	
		計	128	79	21	0	85.2%	36	4	0	7	47	40	11	1	0	12	11.0%	

第1次試験：9月23日 第2次試験：10月14日～10月17日

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H25.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他			
経 験 者	行政	3	男	64	44	1	5	78.1%	8	8		8	2		2	4.0%	25.0	2
			女	27	15	1	4	74.1%	3	3		3	1		1	0.0%	20.0	1
			計	91	59	2	9	76.9%	11	11		11	3		3	4.3%	23.3	3
者	合計	3	男	64	44	0	5	78.1%	8	0	0	8	2	0	0	4.0%	25.0	2
			女	27	15	0	4	74.1%	3	0	0	3	1	0	0	5.0%	0.0	1
			計	91	59	0	9	76.9%	11	0	0	11	3	0	0	4.3%	23.3	3

第1次試験：6月24日 第2次試験：7月21日

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H25.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他			
地 区 別	一般事務 (石見地区)	1	男	13	7	1	8	61.5%	4	4		4	3		0	0.0%		
			女	15	9	1	1	86.7%	4	1		5	1		1	7.7%	13.0	1
			計	28	16	2	1	75.0%	8	1		9	1		1	4.8%	21.0	1
区 別	一般事務 (隠岐地区)	1	男	14	10	2	1	92.9%	4	2	1	7	1		1	0.0%	13.0	1
			女	4	3			75.0%	2			2			0	0.0%		
			計	18	13	2	1	88.9%	6	2	1	9	1		1	6.3%	16.0	1
別	合計	2	男	27	17	2	2	77.8%	8	2	1	11	10	0	0	4.8%	0.0	1
			女	19	12	2	1	84.2%	6	0	1	7	1	0	0	6.3%	16.0	1
			計	46	29	4	3	80.4%	14	2	2	18	2	0	0	5.4%	18.5	2

第1次試験：6月24日 第2次試験：7月21日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他			
警 察 官	大学卒	48	男	228	181			79.4%	147			147	122	63		63	34.8%	47
		4	女	28	21			75.0%	12			12	8	4		4	19.0%	3
		52	計	256	202			78.9%	159			159	130	67		67	33.2%	50
	大学卒 (武道)	2	男	3	3			100.0%	2			2	2	1		1	33.3%	1
		2	女	3	3			100.0%	2			2	2	1		1	33.3%	1
		17	計	142	101			71.1%	52			52	47	17		17	16.8%	16
	大学卒 (第2回)	4	男	24	15			62.5%	9			9	9	4		4	26.7%	2
		21	女	166	116			69.9%	61			61	56	21		21	18.1%	18
		1	計	6	5			83.3%	4			4	4	1		1	20.0%	0
	大学卒 (第2回) (武道)	14	男	140	3	92	22	83.6%		1	42	6	46	16		16	13.7%	15
		3	女	25	4	11	3	72.0%		1	6	2	7	3		3	22.2%	4
		17	計	165	7	103	25	81.8%		2	48	8	53	19		19	14.8%	19
高校卒業程度 (武道)	2	男	2				100.0%				2	2	2		2	100.0%	2	
	2	女	2				100.0%				2	2	2		2	100.0%	2	
	84	計	521	290	3	94	78.5%	205	1	44	6	256	223	82	0	18	24.4%	81
合計	11	男	77	36	4	11	70.1%	21	1	6	2	30	24	8	0	3	22.2%	9
	95	女	598	326	7	105	77.4%	226	2	50	8	286	247	90	0	21	24.2%	90
		計																

大学卒……………第1次試験：5月13日、第2次試験：6月16日～20日
 大学卒(第2回)……………第1次試験：9月16日、第2次試験：10月27日～10月31日
 高校卒業程度……………第1次試験：9月16日、第2次試験：10月27日～10月30日

(イ) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級（警部・警部補・巡査部長）の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

（職員の任用に関する権限を委任する規則第 2 条第 1 項第 6 号）

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第 1 次試験	第 2 次試験	第 1 次試験	第 2 次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が 4 年以上の者	6 月 27 日	(法学試験) 8 月 27 日 (1 次試験) 10 月 3 日	11 月 1 日	(法学試験) 筆記試験 3 科目 勤務成績等評定 (一次試験) 筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が 4 年(大卒者にあつては 2 年)以上の者	6 月 27 日	(予備試験) 8 月 23 日 (1 次試験) 10 月 1 日	11 月 12 日	(予備試験) 五肢択一式 50 問 勤務成績等評定 (1 次試験) 筆記試験 8 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が 8 年以上の者で、年齢 40 歳以上の者	6 月 27 日	10 月 1 日	11 月 12 日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が 4 年(大卒者にあつては 2 年)以上の者	6 月 27 日	(予備試験) 8 月 24 日 (1 次試験) 10 月 2 日	11 月 13 日	(予備試験) 五肢択一式 50 問 勤務成績等評定 (1 次試験) 筆記試験 8 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が 12 年(大卒者にあつては 8 年)以上の者で、年齢 35 歳以上の者	6 月 27 日	10 月 2 日	11 月 13 日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第 1 次試験			第 2 次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	193	189	97.9	84	83	100.0	16	8	9.6	8
警部補昇任試験	一般	※ 208	※ 207	99.5	84	113	100.0	40	30	26.5	30
	専門	10	—	—	—	10	100.0	6	3	30.0	3
	計	※ 218	※ 207	99.5	84	123	100.0	46	33	26.8	33
巡査部長昇任試験	一般	※ 284	※ 283	99.6	100	119	100.0	58	47	39.5	47
	専門	8	—	—	—	8	100.0	4	2	25.0	2
	計	※ 292	※ 283	99.6	100	127	100.0	62	49	38.6	49
合計		※ 692	※ 679	98.1	268	333	100.0	124	90	27.0	90

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者 29 名。巡査部長予備免除者 19 名)

イ 選 考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(7)及び(イ)のとおりである。

(7) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計	
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等		
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第 7 条	細則第 3 条第 1 号・2 号 ・ 8 号 (行政職 3 級以上・公安職 4 級以上)	11 (11) 人	— 人	2 (2) 人	17 (17) 人	— 人	30 (30) 人
	第 2 号	細則第 3 条第 3 号 (海事職)	2	—	2	1	—	5
	第 2 号	細則第 3 条第 4 号 (研究職の 2 級以上)	—	—	—	—	—	—
	第 2 号	細則第 3 条第 5 号～7 号、 9～11 号(医療職)	12	74	—	—	—	86
	第 7 条第 5 号	(他の地方公共団体又は国の在 職者)	1 (1)	—	—	6 (6)	—	7 (7)
	第 7 条第 6 号	(かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
	第 7 条第 7 号・8 号	(競争試験を行うことが不適当 な職)	5	1	1	2	—	9
地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第 3 条		—	—	—	—	—	—	
地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第 3 条		—	—	—	—	—	—	
合 計		31 (12)	75	5 (2)	26 (23)	—	137 (37)	

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

部 局		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職 種							
行 政 職	部・次長級	3		2			5
	課長級	4			1		5
	グループリーダー	2					2
	企画員	1					1
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	4	1	1			6
	計	14	1	3	1		19
公 安 職	警 視				4		4
	警部・警部補級				12		12
	巡査部長				6		6
	巡 査				2		2
	計				24		24
海 事 職		2		2	1		5
研 究 職	学 芸 員	1					1
	研 究 員	2					2
医 療 職 (一)	医 師	3	3				6
医 療 職 (二)		9	14				23
医 療 職 (三)			58				58
任 期 付 職 員							
合 計		31	76	5	26		138

c 公開選考試験実施結果 (a 及び b の一部)

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)			受験者数 (B)			第 1 次試験合格者数 (C)			第 2 次試験 受験者数			最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終合格率 (B)/(D)	採用者数 (B)/(A)×100%	備考
				男子	女子	計	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他				
選 考 試 験	研究員 (機械金属技術)	1	男	6	3	3	3	0	0	3	2	2	2	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	1 次: 6/24 ~6/25	
			女	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	2 次: 8/5	
			計	7	3	3	3	0	0	3	2	2	2	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	1 次: 6/24 ~6/25	
	研究員 (食品工学技術)	1	男	4	3	3	3	0	0	3	2	2	2	1	1	1	25.0%	1	4.0	1	2 次: 8/5	
			女	5	4	4	4	0	0	4	4	4	4	1	1	1	14.3%	1	7.0	1	1 次: 6/24 ~6/25	
			計	9	7	7	7	0	0	7	6	6	6	2	2	2	14.3%	2	7.0	2	2 次: 8/5	
	研究員 (有機材料技術)	1	男	7	4	4	4	0	0	4	4	4	3	3	1	1	25.0%	1	4.0	1	1 次: 6/24 ~6/25	
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	2 次: 8/5	
			計	7	4	4	4	0	0	4	4	4	3	3	1	1	25.0%	1	4.0	1	1 次: 6/24 ~6/25	
	学芸員 (工芸)	1	男	3	2	2	2	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	1 次: 6/24	
			女	15	10	10	10	0	0	10	4	4	4	1	1	1	10.0%	1	10.0	1	2 次: 8/5	
			計	18	12	12	12	0	0	12	6	6	6	1	1	1	8.3%	1	12.0	1	1 次: 6/24 ~6/25	
	獣医師	7	男	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	1	1	1	50.0%	1	2.0	1	1 次: 6/24	
			女	5	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	4	4	100.0%	4	1.0	4	2 次: 8/5	
			計	7	6	6	6	0	0	6	6	6	6	5	5	5	83.3%	5	1.2	5	6/24~25実施	
	薬剤師	1	男	2	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	1 次: 6/24	
			女	2	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1	1.0	1	2 次: 8/5	
			計	4	2	2	2	0	0	2	2	2	2	1	1	1	50.0%	1	2.0	1	6/24~25実施	
身体障がい者対象 (一般事務)	1	男	6	2	2	2	1	1	5	5	5	1	1	1	1	20.0%	1	5.0	1	1 次: 6/24		
		女	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	2 次: 8/5		
		計	7	2	2	2	1	1	6	6	6	2	2	1	1	16.7%	1	6.0	1	10/21実施		
身体障がい者対象 (学校事務(出雲地区))	1	男	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1	1.0	1	1 次: 6/24		
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	2 次: 8/5		
		計	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1	1.0	1	10/21実施		
船舶乗組員 (航海)	1	男	3	1	1	1	0	0	2	2	2	2	1	1	1	50.0%	1	2.0	0	1 次: 6/24		
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	2 次: 8/5		
		計	3	3	3	3	0	0	3	3	3	3	2	2	2	66.7%	2	2.0	0	10/21実施		
船舶乗組員 (機関)	1	男	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1	1.0	1	1 次: 6/24		
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	2 次: 8/5		
		計	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1	1.0	1	10/21実施		
水産練習船乗組員 (機関)	1	男	5	1	1	1	0	0	4	4	4	4	1	1	1	25.0%	1	4.0	1	1 次: 6/24		
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	2 次: 8/5		
		計	5	5	5	5	0	0	5	4	4	4	1	1	1	25.0%	1	4.0	1	10/21実施		
水産練習船乗組員 (司厨)	1	男	9	2	2	2	0	0	6	6	6	6	1	1	1	0.0%	0	0.0%	0	1 次: 6/24		
		女	2	1	1	1	0	0	2	2	2	2	1	1	1	50.0%	1	2.0	1	2 次: 8/5		
		計	11	5	5	5	0	0	8	8	8	8	2	2	2	12.5%	2	8.0	2	10/21実施		

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 (B×E.1)標準	備考			
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他					計		
選 考 試 験	警備艇乗組員 (機関)	1	男	1			1	100.0%						1	100.0%	1.0	1					
			女	0																		
			計	1	1			1	100.0%						1	100.0%	1.0	1	10/21実施			
	職業訓練指導員 (WEBデザイン科)	1	男	0																		
			女	1	1			1	100.0%					1	100.0%	1.0	1					
			計	1	1			1	100.0%					1	100.0%	1.0	1	11/3実施				
	警察官 (ヘリコプター操縦士)	1	男	6	3		2	5	83.3%						2	40.0%	2.5	2				
			女	0																		
			計	6	3		2	5	83.3%					2	40.0%	2.5	2	21/13実施				
	船舶乗組員(第2回) (航海)	1	男	3			1	1	33.3%													
女			0																			
計			3			1	1	33.3%														
合計	22	男	59	20	0	14	7	41	69.5%	10	0	0	10	9	5	0	4	2	11	26.8%	3.7	10
		女	32	19	2	1	1	23	71.9%	8	0	0	8	8	7	2	0	0	9	39.1%	2.6	9
		計	91	39	2	15	8	64	70.3%	18	0	0	18	17	12	2	4	2	20	31.3%	3.2	19

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数	試験日			
				男性	女性	計	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				短大卒	高校卒	その他
				(A)	(A)	(A)	(B)	(B)	(B)	(C)	(C)	(C)		(D)	(D)	(D)				(%)	(%)	(%)
選考試験(病院局)	看護師	(16)	男	1	0	0	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	1	0	0	1	100.0%	1	6/24	
			女	7	2	0	5	7	100.0%	7	0	0	5	0	0	5	0	0	5	85.7%	6	
			計	8	2	0	6	8	100.0%	8	0	0	6	0	0	6	0	0	6	87.5%	7	
	看護師	57	男	10	1	3	6	10	100.0%	10	0	0	6	1	0	5	7	70.0%	14	6/18~19		
			女	63	10	27	23	60	95.2%	60	23	0	16	0	16	47	78.3%	36	36	1.3		
			計	73	11	30	29	70	95.9%	70	24	0	21	0	21	54	77.1%	42	42	1.3		
	看護師		男	3	0	0	3	3	100.0%	3	0	0	3	0	0	1	0	0	1	33.3%	1	9/29
			女	10	1	5	4	10	100.0%	10	1	3	0	1	5	5	50.0%	3	3	2.0		
			計	13	1	8	4	13	100.0%	13	4	1	4	1	6	6	46.2%	4	4	2.2		
	助産師	(若干名)	男	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	6/24	
			女	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
			計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
助産師	5	男	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	8/18~19		
		女	4	0	3	1	4	100.0%	4	3	0	1	4	1	4	100.0%	4	4	1.0			
		計	4	0	3	1	4	100.0%	4	3	1	4	1	4	4	100.0%	4	4	1.0			
助産師		男	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	9/29		
		女	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	0	1	1	1	100.0%	1	1	1.0			
		計	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	0	1	1	1	100.0%	1	1	1.0			
薬剤師	6	男	4	4	0	0	4	100.0%	4	0	0	0	3	0	0	0	3	75.0%	3	6/24		
		女	6	6	0	0	6	100.0%	6	0	0	0	3	0	0	3	50.0%	3	3	2.0		
		計	10	10	0	0	10	100.0%	10	0	0	0	6	0	0	6	60.0%	5	5	1.7		
臨床工学技士	2	男	3	2	0	1	3	100.0%	3	0	0	1	3	0	0	0	1	33.3%	1	8/18		
		女	2	1	0	1	2	100.0%	2	0	0	1	1	1	1	1	50.0%	1	1	2.0		
		計	5	3	0	2	5	100.0%	5	0	0	2	2	2	2	40.0%	2	2	2.5			
理学療法士	1	男	7	3	1	2	6	85.7%	6	1	0	2	6	1	0	0	1	16.7%	1	8/18~19		
		女	1	0	0	1	1	100.0%	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0		
		計	8	3	1	3	7	87.5%	7	1	0	3	7	1	1	1	14.3%	1	7.0			
診療放射線技師	1	男	2	1	1	0	2	100.0%	2	1	0	0	2	0	0	0	1	50.0%	1	10/6		
		女	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			
		計	2	1	1	0	2	100.0%	2	1	1	0	2	1	1	1	50.0%	1	2.0			

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (B)/(D)	採用者数 (B)(D) 13課正	試験日		
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他					
					計	計	計		計	計	計									
選考試験 (病院局)	臨床検査技師A	5	男	1	0	0	1	100.0%	短大卒	0	0	0	1	0	0	1	100.0%	1	10/6	
			女	3	0	0	3	100.0%	短大卒	0	0	0	0	1	0	0	1	33.3%	1	
			計	4	1	3	4	100.0%	短大卒	1	3	1	1	1	1	2	2	50.0%	2	
	臨床検査技師B	男	6	5	1	0	0	6	100.0%	短大卒	1	0	0	1	0	0	1	16.7%	1	10/6~7
		女	15	8	5	0	0	13	86.7%	短大卒	2	0	0	2	0	0	2	15.4%	2	
計		21	13	6	19	90.5%	短大卒	3	6	3	3	3	3	3	15.8%	3				
社会福祉士	男	2	2	0	0	0	2	100.0%	短大卒	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	10/6	
	女	4	4	0	0	0	4	100.0%	短大卒	2	0	0	2	0	0	2	50.0%	1		
	計	6	6	6	6	100.0%	短大卒	2	6	2	2	2	2	2	33.3%	1				
合計	男	39	19	9	0	10	38	97.4%	短大卒	9	2	0	6	17	6	17	44.7%	2.2	15	
	女	116	33	43	0	35	111	95.7%	短大卒	18	30	0	24	72	24	72	64.9%	1.5	58	
	計	155	52	52	0	45	149	96.1%	短大卒	27	32	0	30	89	30	89	59.7%	1.7	73	

(イ) 昇 任 選 考

a 級別昇任者数

給料表	部 局	知事部局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行 政 職	9	6	1	2	1		10
	8	15			1		16
	7	26			2	1	29
	6	60	1	2	8	1	72
	5	77	2	4	11	4	98
	4	132	2	4	23	7	168
	3	19	1		3	3	26
	2	57	2	1	11	6	77
	計	392	9	13	60	22	496
公 安 職	9					3	3
	8					2	2
	7					9	9
	6					18	18
	5					48	48
	4					32	32
	3						
	2						
	計					112	112
海 事 職	5						
	4	1					1
	3	1					1
	2				1	1	2
	計	2			1	1	4
研 究 職	5	1					1
	4	5					5
	3	6			1	1	8
	2						
	計	12			1	1	14
医 療 職(一)	4		1				1
	3		5				5
	2	2					2
	計	2	6				8
医 療 職(二)	7						
	6	3	1				4
	5	5					5
	4	3	3				6
	3	3	1				4
	2	1	2				3
	計	15	7				22
医 療 職(三)	7						
	6		1				1
	5		11				11
	4		24				24
	3	1	33				34
	2						
	計	1	69				70
合 計		424	91	13	62	136	726

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成24年10月17日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 職員の給与に関する報告

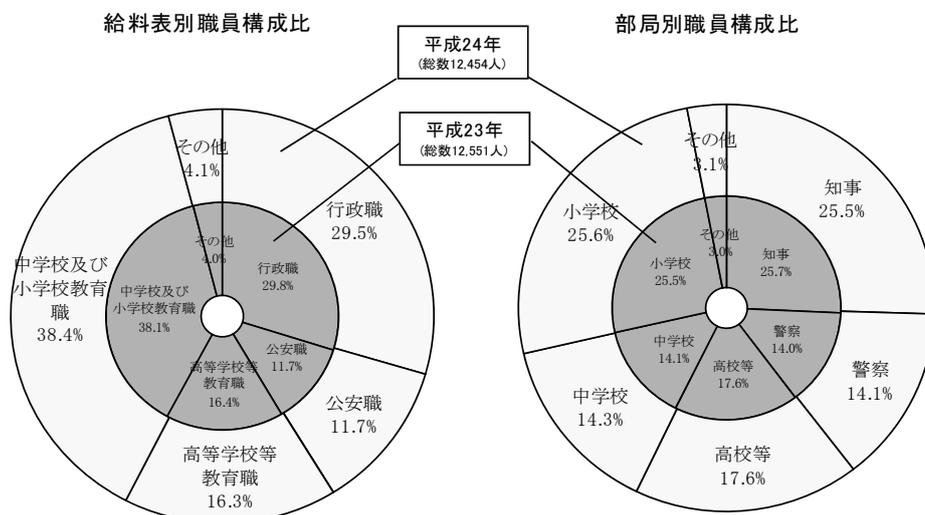
a 職員給与の概況

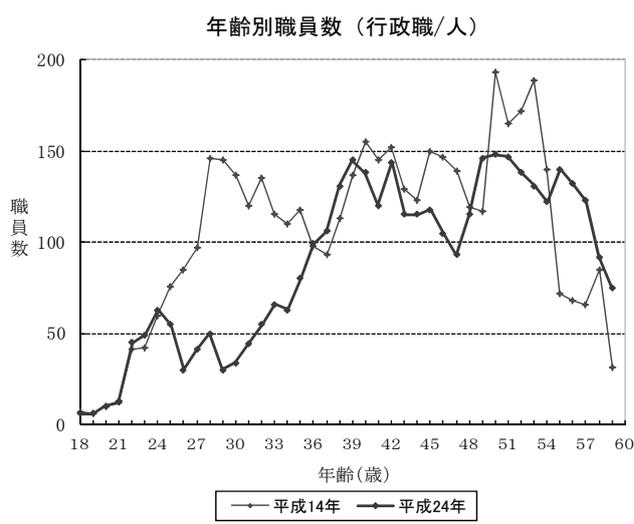
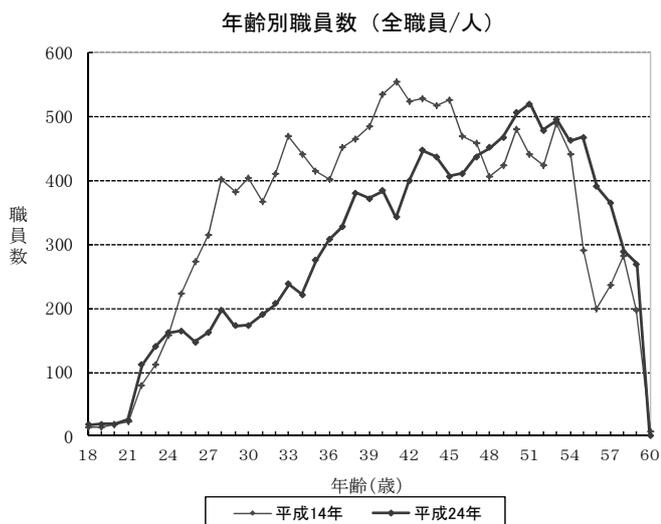
県職員の平成24年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

区 分 給 料 表	職員数 (構成比)		平均年齢		平均経験年数	
	平成24年 人	平成23年 人	平成24年 歳	平成23年 歳	平成24年 年	平成23年 年
行 政 職	3,677 (29.5%)	3,743 (29.8%)	44.1	44.2	22.5	22.6
公 安 職	1,454 (11.7%)	1,465 (11.7%)	39.5	39.8	18.5	18.8
海 事 職	46 (0.4%)	45 (0.4%)	42.0	42.0	21.9	21.8
研 究 職	248 (2.0%)	249 (2.0%)	42.2	42.5	19.0	19.4
医 療 職 (1)	46 (0.4%)	40 (0.3%)	44.2	43.9	18.3	18.3
医 療 職 (2)	99 (0.8%)	103 (0.8%)	43.0	42.9	19.1	19.5
医 療 職 (3)	71 (0.6%)	67 (0.5%)	41.9	42.5	19.5	20.1
高 等 学 校 等 教 育 職	2,034 (16.3%)	2,055 (16.4%)	44.4	44.1	21.7	21.4
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,779 (38.4%)	4,784 (38.1%)	45.8	45.5	23.1	22.8
合 計	12,454 (100.0%)	12,551 (100.0%)	44.2	44.1	22.0	21.9

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。





職員の平均給与月額状況

項目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成24年	平成23年	平成24年	平成23年
給 料	361,758	370,318	336,733	346,410
管 理 職 手 当	6,311	6,342	8,195	8,209
扶 養 手 当	10,812	11,176	11,777	12,318
地 域 手 当	501	441	623	600
住 居 手 当	3,661	3,500	2,405	2,266
特 地 勤 務 手 当	4,163	4,431	3,006	3,231
そ の 他	2,480	2,370	1,901	1,863
合 計	389,686	398,578	364,640	374,897

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特勤手当の欄は、特勤手当(準ずる手当を含む。)及びへき手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内222の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した123事業所を対象に「平成24年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち113事業所の調査を完了した。

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、91.9%と極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,535人及び研究員、医師等職種799人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間事業所における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で36.4% (昨年32.2%)、高校卒で31.8% (同

33.4%) であり、そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で82.1% (同90.7%)、高校卒で80.7% (同83.6%) となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は17.7% (昨年21.4%)、ベースアップを中止した事業所の割合は30.2% (同29.6%) となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は78.9% (同82.0%) で、ほぼ昨年並みに約8割の事業所において定期昇給が実施されている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	17.7 (21.4)	30.2 (29.6)	0.9 (0.0)	51.2 (49.0)
課長級	17.0 (18.2)	28.6 (29.8)	0.9 (0.0)	53.5 (52.0)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成23年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		78.9 (82.0)	昨年 比増額 27.1 (35.7)	昨年 比減額 16.5 (4.2)			昨年 と 変化なし 35.3 (42.1)
係 員	85.3 (83.8)	78.9 (82.0)	27.1 (35.7)	16.5 (4.2)	35.3 (42.1)	6.4 (1.8)	14.7 (16.2)
課長級	79.5 (100.0)	72.4 (96.6)	22.0 (39.9)	15.1 (6.6)	35.3 (50.1)	7.1 (3.4)	20.5 (0.0)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成23年の割合である。

(b) 雇用調整の実施状況

平成24年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は25.0% (昨年24.1%) となっている。

(単位：%)

項目	採用の 停止 ・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	7.1 (6.4)	7.0 (7.5)	4.5 (4.4)	0.0 (0.7)	2.3 (4.1)	1.7 (0.7)	4.5 (6.4)	11.5 (10.9)	1.2 (0.0)	4.4 (6.1)	25.0 (24.1)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 () 内の数字は、平成23年の割合である。

c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では0.4%、松江市では0.6%それぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ237,130円、250,880円及び264,640円となっている。

d 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成23年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、98.9であった。

本県のラスパイレス指数は、昨年度まで実施されていた給与の減額措置の影響もあり92.9となっており、全国でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成23年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	8
100以上102未満	13
98以上100未満	14
96以上 98未満	5
94以上 96未満	3
94未満	4
都道府県平均指数	98.9
島根県	92.9

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

e 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種のものについて行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与373,320円に対して職員給与は369,057円であり、4,263円（1.16%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差
		A - B (A-B)/B×100)
373,320円	369,057円	4,263円 (1.16%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の3.69月分に相当していた。これは、昨年(3.68月分)より増加しているが、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)が0.01月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
3.69月分	3.70月	△0.01月分

f 給与制度の改正

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

なお、給与改定にあたっては、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本として行うこととする。

(a) 月例給について

本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、前記e (a) のとおり、職員給与が民間給与を1.16%下回っていることから、月例給については、引上げを基本とした改定を行うことが適切であると判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の勧告において人事院が俸給表及び諸手当を改定しなかったこと等から、現行の国の俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮した改定を行う。具体的には、現行の国の俸給表に定める俸給月額に100分の99.82 (現行は100分の98.37) を乗じた給料表とする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の給料月額の上昇改定を行うものとする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

一方、医療職給料表(1)については、医師の人材を確保する観点から、他の給料表とは異なり、水準においても国の俸給表を基本としている。よって、医療職給料表(1)については、改定を行わないこととする。

(b) 期末手当・勤勉手当について

前記e (b) のとおり、民間事業所の特別給の支給割合 (3.69月分) は、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (3.70月) とおおむね均衡している。

よって、本年については、職員の期末手当・勤勉手当の改定を行わないこととする。

(c) 昇給・昇格制度の改正について

国においては、官民の給与水準は、人事院の勧告を通じて全体として均衡させているものの、50歳台、特に後半層において官民の給与差が相当程度存在している状況にある。人事院は、世代間の給与配分を適正化する観点から、早期に50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える必要があると判断し、昇給・昇格制度の改正を行うこととしている。

本県においては、50歳台の職員の占める割合が高く、当該職員の給与水準も高くなっていることから、その職員の給与水準の上昇をより抑え、早期に世代間の給与配分の適正化を図る必要がある。また、本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本とし、昇給・昇格制度についても準じていることから、国の制度改正が行われる場合において、その制度に準拠して改正を行うこととする。

具体的には、昇給制度については、55歳 (医療職給料表(1)の適用を受ける職員) については、

57歳)以上の職員については、良好の勤務成績では昇給しないこととし(現行は2号給の昇給)、特に良好の場合には1号給(現行は3号給)、極めて良好の場合には2号給以上(現行は4号給以上)の昇給に、それぞれ抑制するよう改正を行う。

昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとし、人事委員会規則に定める昇格時号給対応表の改正を行う。

なお、昇給制度の改正は、昇給日が1月1日であることを踏まえ、国が昇給制度の改正を実施する日以後の1月1日から実施することとする。また、昇格制度の改正は、定期人事異動の時期が4月を基本としていることを踏まえ、国が昇格制度の改正を実施する日以後の4月1日から実施することとする。

(イ) 人事管理に関する報告

地方分権の進展や厳しい経済雇用情勢の中で、多様化・高度化する行政課題に的確に対応するためには、これまで以上に自らの判断と責任により主体的に行政運営を進めていく必要があり、職員一人一人の果たすべき役割はますます大きく、重要なものとなっている。

こうした状況においては、有為な人材の確保や職員の更なる意欲と能力の向上を図るとともに、勤務条件の改善や職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

また、現在、公務員の労働協約締結権の付与等を内容とする、公務員制度改革の検討が進められており、高齢期の雇用問題、退職手当の見直し等を含めて、公務員を取り巻く環境は大きな変革の時を迎えている。

これらのことを踏まえ、人事管理に関する主な課題について、次のとおり報告する。

a 人事管理上の課題について

(a) 人材の確保

多様な有為の人材を確保するためには、これまでも受験年齢要件等の緩和や人物評価をより重視する採用試験制度への見直し・改善を行い、一定の効果はみられたが、近年の採用試験の受験者数は、受験年齢人口の減少等により減少傾向にあり、人材を確保する上で厳しい状況にある。

こうした状況の中で、職員にはこれまで以上に、交渉力、コミュニケーション能力、企画・立案能力、チャレンジ精神等の能力が求められている。このような能力を持った人材を確保するためには、民間志望者等を含む多様な人材を受験者に取り込み、その中から求める能力を備えた人物を見極める必要がある。今後、このような視点で任命権者と協力して試験制度の改善に取り組むことにしている。

また、受験者確保については、新たに平成23年度から職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなど、情報発信に努めている。今後も引き続き県の仕事の魅力等を効果的に情報発信し、幅広く受験者の確保に取り組んでいく。

(b) 人材の育成

効果的に人材育成を推進するためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが必要である。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

また、今後一層、県民、企業、NPO等との連携を図りながら行政運営を進めて行くため、これまで以上に特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成に努める必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

現在本県においては、評価結果の昇給・勤勉手当等の処遇への反映について、警察本部が全職員に対して実施しているが、それ以外では、一般行政職員の管理職に対する勤勉手当への反映に止まっている。

任命権者においては、「(ア) 職員の給与に関する報告」の中で述べた昇給制度の改正も踏まえ、評価結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度を確立し、処遇への反映を拡大していく必要がある。

(d) 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要がある。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野への配置を進めてきたところであるが、今後一層、女性職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備への取組が重要である。

また、平成23年5月に策定された「第2次島根県男女共同参画計画」において、管理職に占める女性職員の割合を平成27年度に7.0%とする数値目標も掲げられており、引き続き、女性職員の県の施策・方針決定過程への参画を促進する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、職員一人一人が仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発などの様々な活動を自らが希望するバランスで行うワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。昨年5月に策定された本県の第2次男女共同参画計画にも重点目標の1つとして新たに盛り込まれたところである。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度が整備・充実されてきており、平成22年6月には育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等が行われ、また、昨年12月に支給される期末手当からは、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、その支給割合を減じないこととしたところである。

育児・介護のための休暇や育児休業等の利用状況は、次のとおりである。

i 育児休業等

任命権者は、平成22年3月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、平成26年度の男性職員の育児休業等取得率（注）の数値目標を50%として取得率向上に取り組んだところ、平成23年度の取得率は42%と前年度の27%を大きく上回った。これは、男性の育児参加のための休暇取得者数の増加が主な要因であり、育児休業取得者は3人と依然として少ない状況である。

（注） 育児休業等取得率は、育児休業（3歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで1日1時間以内）、育児時間休暇（3歳未満1日60分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中5日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

ii 介護のための休暇

介護のための休暇の取得者数は、平成22年度の100人に対し昨年度は214人と大幅に増加した。特に、平成22年6月新設の短期の介護休暇の取得者が、87人から188人へと大幅に増

加した。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

(f) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であり、任命権者において、これまでも様々な取組がなされているところである。

時間外勤務の縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の継続的な取組にもかかわらず、東日本大震災への対応、緊急経済対策、鳥インフルエンザ等の感染症に対する危機管理対応等のため、一人当たりの時間外勤務時間数は3年連続で増加した。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、県立学校の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、月100時間を超える時間外勤務従事人数が増加している。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、任命権者は、本年2月に「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定し、部活動休養日の設定、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組むこととした。

今後とも、当該指針に沿って、実効性のある時間外勤務縮減対策に取り組んでいく必要がある。

(g) メンタルヘルス対策

職員が心身の健康を保持増進し、その能力を十分に発揮できるように、また、家庭生活においても健やかで豊かな生活を送るためにも、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、本委員会としても、これまで、その必要性に言及してきたところである。

任命権者は、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っている。

しかし、本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とするものは、年度間で増減はあるものの、近年はほぼ横ばいとなっており、大きな改善の傾向は見られない。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努めることが重要である。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

b 公務員制度等に係る課題について

(a) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図る必要があるが、国家公務員については、民間企業の多数が高年齢者の雇用確保を継続雇用により対応している状況も踏まえ、本年3月に、当面は定年退職後の再任用の義務化により対応することとする基本方針が示された。また、本年8月の人事院勧告・報告においては、再任用希望者に見合うポストの確保や給与上の措置等の課題が指摘されたところである。

一方地方公務員についても、国家公務員と同様、再任用の義務化により対応することが想定されている。この再任用の義務化は、平成25年度の定年退職者から発生する喫緊の課題であり、本県における具体的な対応策について検討を進めるとともに、今後、地方公務員法の改正等を踏まえ、速やかに条例改正等の手続きを行う必要がある。

(b) 公務員制度改革（公務員の労働基本権）

国家公務員については、昨年 6 月に自律的労使関係制度の措置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止を内容とする国家公務員制度改革関連 4 法案が国会に提出されたが、いまだ実質的な審議に至っていない状況にある。

一方、地方公務員については、本年 5 月に、国から一般職の地方公務員に協約締結権を付与した上で人事委員会勧告制度を廃止すること等を内容とする素案が示されたが、全国知事会をはじめとする地方側からは、制度改革の必要性に対する疑問や労使交渉にかかるコストの増大等を指摘する意見が出されており、地方の理解が得られていない。

いずれにしても、このような見直しは、地方公務員制度の基本的な枠組みに大きな影響を与えるものであり、人事行政の公正の確保や労働基本権制約の代償機関としての人事委員会の役割の根幹に関わることから、引き続き国の動向等を十分に注視していく必要がある。

(c) 退職手当の見直し

国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、本年 8 月 7 日、退職手当の支給水準引下げ等について閣議決定がなされた。

地方公務員の退職手当についても、今般の国家公務員の退職手当制度に準じて必要な措置を講ずるよう国から要請されているところであり、本県においても当該要請の趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずる必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に向けて行われている措置とはいえ、当該措置後の職員給与は本来あるべき職員給与とは異なるものであり、早期に当該措置を解消されるよう期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

(エ) 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）備考において、乗じることとする率を100分の99.82とすること。

(b) 昇給制度について

55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員の昇給について、職員の給与に関する条例第 4 条第 5 項（県立学校の教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員にあっては、同条例第11条第 1 項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあっては、同条例第12条第 1 項）に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則等で定める基準に従い決定するものとする。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

d 改定の実施時期

給料表の改定は平成24年 4 月 1 日から、昇給制度の改定は国が昇給制度の改正を実施する日以後の 1 月 1 日から実施すること。

(別記第 1 及び第 2 省略)

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成24年度中において措置要求はなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成24年度中において不服申立てはなかった。